

御嵩町長 宛

事業者

住所

(法人その他の団体にあつては、  
主たる事務所等の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつては、  
名称及び代表者の氏名)

印

電話番号

太陽光発電設備の設置に係る事前届出書

太陽光発電設備による発電事業を行いたいので、御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例第8条第1項の規定により次の事項について関係書類を添えて届け出ます。

設置しようとする太陽光発電設備の設備概要	発電出力		k w
	所在地	御嵩町	番地
	地目及び敷地面積		m <sup>2</sup>
	傾斜角度		度
	架台の材質		
	土地所有の別	<input type="checkbox"/> 既所有地 <input type="checkbox"/> 新規購入 <input type="checkbox"/> 借地 貸主：住所 氏名	
	運転開始予定日		年 月 日
	維持管理担当者	氏名 連絡先	
再生可能エネルギー発電事業計画	事業計画		
	土地開発計画		
	保守点検及び維持管理計画		
	撤去及び処分計画		
	その他 ( )		
確約	用途廃止後の措置	<input type="checkbox"/> 植林による復旧 <input type="checkbox"/> 更地化して分譲 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

## (裏面)

地元自治会等 に対する説明	自治会等名		
	説明会日時及び場所	年	月 日 場所
規制区域の該 当有無	農用区域等に係る区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自然公園の特別地域又は普通地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	保安林	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	砂防指定地等の災害危険区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	周知の埋蔵文化財包蔵地等に係る区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	傾斜度が 30 度以上で土砂災害の可能性が思慮される区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	御嵩町森林整備計画の対象となっている民有林	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	県の指定を受けた緑地環境保全地域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	環境に関する協定に基づく自然環境保全区	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	送電用の高圧線の線下敷であって地役権等の設定がされていない区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	周知の埋蔵文化財包蔵地以外の区域で景観等特に保全が必要と町長が認める区域	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
添付書類	事業者を証明する書類 (現在事項全部証明書又は住民票抄本)		
	土地賃貸借契約書の写し (借地の場合のみ)		
	位置図 (縮尺 1 / 10,000 以上)		
	公図等の写し (備考 1)		
	工作物の設計図 (平面図、立面図、断面図) (備考 2)		
	土地利用計画平面図 (縮尺 1 / 1,000 以上)		
	造成計画平面図 (縮尺 1 / 1,000 以上) (備考 3)		
	造成計画断面図 (縮尺 1 / 1,000 以上) (備考 3)		
	流量計算書		
	排水計画平面図 (縮尺 1 / 1,000 以上) (備考 4)		
	排水に係る放流承諾書 (備考 5)		
	太陽光発電設備の用途廃止後における措置に関する確約 (別記様式第 2 号)		
	地元自治会等に対する説明会実施報告書 (別記様式第 3 号)		
	条例第 9 条の区域に設置する場合における代替地の検討結果		
その他 ( )			

## 備考

- 1 その余白に、設置区域及びその隣接地の地番、地目、地積、所有者の住所氏名等を記入すること。
- 2 設置パネルの資料でも代用可とする。
- 3 樹木の伐採、切土、盛土その他土地の形質の変更を伴わない場合は、省略することができる。
- 4 自然浸透の場合は、雨水が敷地内で処理できる根拠を示すこと。
- 5 自然浸透の場合は、省略することができる。